上越市小型除雪機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の道路交通及び安全で安心な市民生活を確保するため、小型除 雪機を整備する団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金 交付規則(昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市道又は市長が必要と認める私道の除 雪を行う団体のうち、次の各号のいずれかに該当する団体とする。
  - (1) 5戸以上で共同して除雪を行う団体
  - (2) その他市長が必要と認める団体

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、新品の小型除雪機(13馬力以上の性能を有するものに限る。)の購入に要する費用とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する費用に10分の4を乗じて得た額(当該額に 1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1台につき80 万円を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

- 第5条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 見積書
  - (2) カタログ
  - (3) 除雪実施箇所位置図
  - (4) 団体の構成員名簿

(実績報告書の添付書類)

- 第6条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 購入した小型除雪機の写真
  - (2) 領収書の写し

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から実施する。 (適用区分)
- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について 適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。